

2019. 11. 3

令和元年度 北海道東北ブロック会
ピアサポータースキルアップ研修会レジメ

司法書士 相 坂 正 一

はじめに

第1 成年後見制度について

パワーポイントを使って説明

質問に対する回答（別紙のとおり）

第2 相 続

高齢化社会

平成30年 全国の死亡者数 136万2,482人（毎年2万人以上増加している）

青森県の死亡者数 1万7,936人

青森市の死亡者数 3,629人（1日10人以上）

1 相続とは

相続とは、自然人の法律上の地位をその者の死後に、相続人と称する特定の者に承継させることであり、被相続人の死亡によって相続が開始する。（民法882条）。

①相続はいつ開始するか ⇒ 被相続人の死の瞬間 死ぬ前に相続は発生しない。
旧民法 隠居

②相続するとは ⇒ 被相続人の権利と義務を承継すること。
法定熟慮期間内(原則3か月以内) に家庭裁判所に相続放棄手続きをしない限り、相続している。

③相続する権利と義務 ⇒ 権利はプラスの不動産や現金・預金・株式等有価証券など
義務は住宅ローンなどの借金

不動産の名義を変えなくても、固定資産税の納付義務
老朽建物の損壊で近隣住民や通行人に被害を及ぼしたら、損害賠償義務を負う
(空き家問題)

2 相続法の沿革

旧民法 明治31年7月16日～昭和22年5月2日
家督相続 遺産相続
応急措置法 昭和22年5月3日～昭和22年12月31日
現行民法 昭和23年1月1日～昭和55年12月31日
昭和56年1月1日～
今回の民法改正

3 相続人

配偶者
被相続人の子
被相続人の直系尊属
被相続人の兄弟姉妹

4 相続分

配偶者と子供	配偶者	2分の1	子供	2分の1
配偶者と直系尊属	配偶者	3分の2	直系尊属	3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の1	兄弟姉妹	4分の1

5 代襲相続

相続開始以前の死亡

兄弟姉妹の場合は、その子供まで
欠格・廃除は代襲原因となる。
相続放棄は代襲原因とならない。

6 戸籍の見方

戸籍用紙の様式の変遷

- ① 明治5年式戸籍（壬申戸籍）
- ② 明治19年式戸籍
- ③ 明治31年式戸籍
- ④ 大正4年式戸籍
- ⑤ 昭和33.4～36.3の改製戸籍
「昭和32年法務省令第27号により昭和年月日同所同番地何某戸籍から本戸籍編成」
- ⑥ 平成6年～ 戸籍のコンピュータ化

7 遺言

①公正証書遺言

公証人役場で証人2人の立ち合いの元

②自筆証書遺言

家庭裁判所の検認必要

8 遺産分割協議

遺産分割で当該財産を取得した者を除く協議者全員の印鑑証明書を添付する。

親権者と未成年者の子との遺産分割協議をする場合には、利益相反行為に該当するから、未成年の子それぞれについて異なる特別代理人を選任して遺産分割協議を行う。

9 遺産分割調停・審判

10 相続放棄

相続開始を知ってから3か月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申述をする。

11 相続分譲渡

自分の法定相続分を他社に譲る（有償・無償あり）ことにより、相続手続から離脱する。相続譲渡証明書に署名し実印押印し、印鑑証明書を添付する。

12 特別受益

「被相続人の生前に既に法定相続分は贈与されているので、もう相続する分はない」という本人の相続分のない旨の証明書（特別受益証明書）と印鑑証明書を添付する。被相続人より相続分を超える生前贈与を受けた特別受益者が、被相続人より先に死亡した場合及び相続登記未了のうちに死亡した場合には、当該特別受益者の相続人全員がこの証明書を作成し、全員の印鑑証明書と特別受益者の相続人であることを証する戸籍謄本等を添付する。

13 相続関係説明図

相続を証する書面は、登記原因証明情報になるので、原則として原本還付は認められない。

戸籍・除籍謄本については、「相続関係説明図」を謄本として、原本還付することは可能であるが、遺産分割協議書、遺言書、特別受益証明書については原本還付するためには、別途その写しを添付しなければならない。
遺言について

自筆証書遺言の方式緩和

第3 相続法の見直し

1 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

(2019年7月1日から実施)

(特別受益の相続分)

民法第903条 第1項～3項 省略

第4項 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

2 預貯金の払い戻し制度の創設

((2019年7月1日から実施))

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

民法第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合においては、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(法務省令で定める額は、150万円とする。)

2-2 家事事件手続法の改正

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第200条(略)

2 家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申し立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するために必要があるときは、当該申し立てをした者又は相手方の申し立てにより、遺産分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申し立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他事情により遺産に属する預貯金債権（民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権を言う。以下この項において同じ。）を当該申し立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申し立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

遺産分割前でも亡くなられた方の預貯金を一部払い戻すことができるようになります。

3-1 自筆証書遺言における目録添付

(2019年1月13日から実施)

(自筆証書遺言)

民法第968条第1項 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自署することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に（自署によらない記載がその両面にある場合に会っては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

3-2 自筆証書遺言の保管制度

(2020年7月10日から実施)

(自筆証書遺言の保管制度)

法務局における遺言書の保管等に関する法律 省略

4 配偶者居住権

(2020年4月1日から実施)

(配偶者居住権)

民法第1028条 被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りではない。

- ① 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

(配偶者短期居住権)

民法第1037条 省略

不動産登記法

(配偶者居住権の登記の登記事項)

第81条の2 配偶者居住権の登記の登記事項は、第59条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- ① 存続期間
- ② 第三者に居住建物（民法第1028条第1項に規定する居住建物をいう。）の使用または収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め。

5 遺留分制度の見直し

(2019年7月1日から実施)

(遺留分を算定するための財産の価額)

民法第1043条 省略

民法第1044条 贈与は、相続開始1年間にしたものに関し、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする。

2 第904条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 相続人に対する贈与についての第1項の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは、「価額（婚姻もしくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

(遺留分侵害額の請求)

民法第1046条第1項 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。

兄弟姉妹以外の相続人、①直系尊属のみが相続人である場合は被相続人の財産の3分の1、①以外の場合は被相続人の財産の2分の1の割合に相当とする額を遺留分として受けることができます。

改正法では、遺留分侵害額請求権を現行法の遺留分減殺請求権と同じ形成権としますが、遺留分減殺請求権から生じる債権を**金銭債権化**して①遺留分減殺請求権の行使により、**共有関係が当然に生ずることを回避**し、②遺贈や贈与の目的財産を受贈者に与えたいという**遺言者の意思を尊重**することができるようになります。

例

父が亡くなり母と長男が相続人で、相続財産は土地・建物（評価額2,000万円）と預金1,000万円で、「妻にすべての財産を相続させる」旨の遺言があった場合、長男は $3,000万円 \times 1/2 \times 1/2 = 750万円$ を母に金銭で請求することができる。

6 特別の寄与の制度の創設

（2019年7月1日から実施）

（特別の寄与の規定）

民法第1050条第1項 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続を放棄した者及び第891条の規定に該当し又は排除によってその相続権を失った者を除く。）は、相続の開始後、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができる。

亡くなられた方の親族で療養看護等を行った方は、相続人に対し、その貢献に応じた金銭を請求することができるようになります